

今回のテーマ「技能実習制度に関する新聞記事」について

OECDによる日本の外国人労働者政策の報告書の要点



2024年6月20日 毎日新聞 朝刊

- 技能実習には、通常の労働移住プログラムにない多くの追加的支援が含まれている。新制度においても、監理団体や技能実習機構による最初のオリエンテーションや雇用者と技能実習生への支援などの枠組みは維持すべきだ

日本の技能実習 意外な評価

失跡や法外な手数料の問題がクローズアップされ、人権侵害と批判されてきた外国人技能実習制度。後継となる新制度「育成就労」を創設する法律が14日に成立し、技能実習は2030年ごろまでに廃止される見通しだ。ところが、5月末に経済協力開発機構（OECD）が公表した報告書は、技能実習にも「維持すべき機能がある」と評価した。評判が悪いとされてきた技能実習制度だが、OECDはなぜ一定の評価をしているのか。

OECD「新制度で維持すべき機能も」

法案の国会審議が大詰めを迎えていた5月30日、参院法務委員会に参考人として出席したNPO法人「移住者と連帯する全国ネットワーク」の藤井一平・共同代表理事は、技能実習が創設されてからの30年余を振り返り、数々の問題点を挙げた。「低賃金、不当解雇、強制帰国、セクハラ、賃金未払い、長時間労働、労働災害、暴力・パワハラ、妊娠・出産の禁止問題、（法外な）手数料を搾取する（ブローカー）」。枚挙にいとまがありません。

続けて、原則として3年間は職場を移れない「転籍」の制限に言及。劣悪な職場環境に耐え切れなくなった技能実習生が失跡する一因とされており、「国際社会から『奴隷労働』『人身売買』と厳しく批判された」と強調した。

●「人身取引」は不当

藤井さんが参考人になったのと同じ日、OECDは東京都市でシンポジウムを開き、日本の外国人労働者政策について初の報告書を公表した。国務省の報告書について、記者団に問われたジョナサン・シャロフ移民政策アナリストはこう答えた。「他国にも同じような問題は存在し、日本だけが例外という言い方をするのは妥当でない。改善の余地はあるが、『人身取引』という批判は当たらない。シャロフ氏は21年から3年をかり、日本の外国人労働者政策について調査し、他のOECD加盟国の制度と比較しての結果、「他国も同じ課題に直面している」と分析した。

●転籍支援強化へ

国内における人権侵害の批判と、OECDによる評価は食い違っているように見える。この点について、OECDの報告書を作成した協力した国立社会保障・人口問題研究所の星川・国際関係部長は「一部の法外な手数料や失跡について、国内から見ては、技能実習の制度に特有の問題だと思ってもいいが、実際には各国で未熟練の外国人労働者を受け入れる時に似たような問題が起きており、普遍的な課題だ」と説明する。

●失跡率低かった

これは他国にも共通して見られる問題で「出身国で何が起こっているのかはブラックボックス」だという。転籍の制限も、各国に存在する。欧州の多くの国は入国1年以内に雇用主を変更でき、韓国でも条件付きで認められている。日本の転籍制限は長く、技能実習は原則3年間だったが、新制度「育成就労」では今後、1〜2年に緩和する。一方で、技能実習生の失跡率は2・8%にとどまっており、韓国の19%や、イスラエルの18%に比べて低かった。賃金をほじくとした労働



日本の外国人労働者政策について報告するOECDのジョナサン・シャロフ移民政策アナリスト（東京都千代田区）5月30日

条件については、近年の制度改正により「25年前に問題があったのは明白だが、15年前に解決された」とコメント。1993年に制度として創設された当初は、初年度に労働者としての権利が保証されたが、賃金不払いが問題化したが、10年から一貫して日本の労働法令の対象に含められ、最低賃金や労働基準法が適用されるようになった。この他、特筆すべき存在として挙げたのは、労働者の受け入れ窓口となる監理団体や、雇用主らを監督指導する外国人技能実習機構だ。17年施行の技能実習法により導入され、他国には見られないシステムという。課題として、実際にこうした機関が労働者保護のために連携できているか、また複数の機関があるのは技能実習生にとってわかりにくいという難点もあるものの、支援の仕組み自体は新制度「育成就労」の導入後も「維持すべき」と評価した。

ただし、技能実習生を取り巻く課題が消えたわけではない。OECDのシンポジウムに出席した厚生労働省の川口俊徳・外国人雇用対策課長は、法外な手数料について「悪質なブローカーを排除するのに加え、優良な支援機関が行政と一緒になって、外国人が安心して働ける環境を整備するのが重要だ」と述べた。新制度ではハウワークが転籍の支援に加わるが「認知度が足りない。転籍のマッチングができる体制を準備したい」と意気込んだ。

日本商工会議所の大下英和・産業政策第2部長は「今後、受け入れの人数がさらに拡大し、永住や家族帯同のケースも増えたり、企業側がどこまで負担に耐えられるか」と不安を口にす。技能実習は、日本語教育や住居の手配など生活支援についての企業や監理団体が負う役割が大きく、新制度の導入後も枠組みは維持される。体制が追いつきまかなわれない結果としてさまざまなルール違反や人権侵害を引き起こす懸念がある」と述べ、自治体や地域の医療・教育機関、支援団体との連携が必要だと訴えた。【奥山はるな、写真も】

OECDによる日本の外国人労働者政策の報告書の要点

- 技能実習には、通常の労働移住プログラムにない多くの追加的支援が含まれている。新制度においても、監理団体や技能実習機構による最初のオリエンテーションや雇用者と技能実習生への支援などの枠組みは維持すべきだ
- 特定技能は労働市場の人手不足に対応し、一部のミドルスキル外国人に定住の道を開いた
- 「技術・人文知識・国際業務」(技人国)や企業内転勤など、高技能の外国人のうち4割が来日後5年たっても日本にとどまっていた
- 留学生は、3〜4割が来日後5年たっても日本にとどまる。定着率はカナダやドイツに後れを取るが、他の欧州諸国と比べて良好